

令和6年度第3回 理事会議事録

1 日 時 令和7年2月6日（木） 午後2時30分

2 場 所 国保会館2階 第二会議室

3 出席者

理事長（読谷村長）	石 嶺 傳 實
副理事長（金武町長）	仲 間 一
理 事（大宜味村長）	友 寄 景 善
理 事（南風原町長）	赤 嶺 正 之
理 事（医師国保組合）	田 名 毅
常務理事（国保連合会）	高 良 昌 英
副理事長（那覇市長）	知 念 覚（書面出席）
副理事長（多良間村長）	伊良皆 光 夫（書面出席）
理 事（本部町長）	平 良 武 康（書面出席）
理 事（宜野湾市長）	佐喜眞 淳（書面出席）
理 事（北中城村長）	比 嘉 孝 則（書面出席）
理 事（与那原町長）	照 屋 勉（書面出席）
理 事（南城市長）	古 謝 景 春（書面出席）
理 事（与那国町長）	糸 数 健 一（書面出席）

事 務 局 大城事務局長、古堅事務局次長、稲嶺事務局次長、奥原総務課長、
植木企画電算課長、喜友名保険者支援課長、川満審査課長、
岸本業務管理課長、翁長介護福祉課長

4 議 題

（専決報告事項）

専決報告第2号	沖縄県国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部改正について
専決報告第3号	沖縄県国民健康保険団体連合会財政積立金規程の一部改正について
専決報告第4号	沖縄県国民健康保険団体連合会国保会館減価償却積立金規程の一部改正について
専決報告第5号	沖縄県国民健康保険団体連合会施設整備積立金規程の一部改正について
専決報告第6号	沖縄県国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産管理運用規程の一部改正について
専決報告第7号	沖縄県国民健康保険団体連合会減価償却引当資産管理運用規程

	の一部改正について
専決報告第 8 号	沖縄県国民健康保険団体連合会電算処理システム導入作業経費積立資産管理運用規程の一部改正について
専決報告第 9 号	沖縄県国民健康保険団体連合会 I C T等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の一部改正について
専決報告第 1 0 号	沖縄県国民健康保険団体連合会駐車場管理特別会計経理規則の一部改正について
専決報告第 1 1 号	沖縄県国民健康保険団体連合会電子計算機減価償却積立金規程及び沖縄県国民健康保険団体連合会母子保健関係電子計算機等減価償却積立金規程の廃止について
専決報告第 1 2 号	沖縄県国民健康保険団体連合会収益事業特別会計運営資金積立金規則の新設について
専決報告第 1 3 号	令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会財産の処分について
専決報告第 1 4 号	沖縄県国民健康保険団体連合会新会館建築準備資金積立金の積立額について
専決報告第 1 5 号	令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算（第 2 回）について
専決報告第 1 6 号	令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 2 回）について
専決報告第 1 7 号	令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 2 回）について
専決報告第 1 8 号	令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）について
専決報告第 1 9 号	令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）について
専決報告第 2 0 号	令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）について
専決報告第 2 1 号	令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会母子保健健康診査費審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第 1 回）について
専決報告第 2 2 号	令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会収益事業特別会計歳入歳出補正予算（第 1 回）について
（議決事項）	
議案第 2 1 号	沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査委員会委員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について
議案第 2 2 号	沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部改正について

- 議案第 23 号 沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険関係業務特別会計経理規則の一部改正について
- 議案第 24 号 沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計経理規則の一部改正について
- 議案第 25 号 沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事務共同処理規則の一部改正について
- 議案第 26 号 沖縄県国民健康保険団体連合会療養費（柔道整復療養費、はり、きゅう及びあん摩マッサージ療養費）患者調査事業規則の一部改正について
- 議案第 27 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会事業計画について
- 議案第 28 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会財産の処分について
- 議案第 29 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会新会館建築準備資金積立金の積立額について
- 議案第 30 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について
- 議案第 31 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 32 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 33 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 34 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 35 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 36 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会母子保健健康診査費審査支払特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 37 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会収益事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 38 号 理事会が推薦する「学識経験者」について
- 議案第 39 号 沖縄県国民健康保険団体連合会役員を選任について
- 議案第 40 号 令和 6 年度沖縄県国民健康保険団体連合会第 2 回通常総会の招集について

司会(佐藤)

みなさま、こんにちは。

本日の司会を務めます 総務課総務係長の「佐藤 多希子」です。
よろしくお願いいたします。

会議を始めます前に、配付資料を確認します。

本日の資料は、8点でございます。

まず、①「令和6年度第3回 理事会議案書」、

次に、②「資料1 令和6年度第3回 理事会提出議案説明資料」

③「資料2 令和6年度収支予算書」

④「資料3 令和6年度収支補正予算書」

⑤「資料4 新会館建築の進捗状況報告」

⑥「資料4-別添1 沖縄県国民健康保険団体連合会新会館建築基本
構想(素案)」

⑦「資料4-別添2 概算事業」

⑧「資料4-別添3 基本計画策定までのスケジュール」です。

不足があればお申し出ください。

<配付資料の確認>

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまより「令和6年度第3回 理事会」を開催いたします。

本日の出席状況は、理事出席が6名、書面出席が8名となっております。

よって、本会規約第33条に規定する出席者が過半数に達しておりますので、本理事会は成立しました。

なお、本日の理事会で審議していただきます議案は、去る1月20日に開催しました、各地区国保担当課長の代表者等で構成する、「国民健康保険事業推進幹事会」で審議したうえ、ご提案しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、書面出席の7名の理事からは、すべての議案についてご承認いただいております、1名の理事からは、議案第39号を除くすべての議案についてご承認いただいておりますことをご報告いたします。

それでは、理事会の議長は、理事会運営規程第2条第2項の規定により、理事長が務めることとしております。

石嶺理事長よろしくお願いいたします。

議長
(石嶺傳實
読谷村長)

みなさん、こんにちは。
お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。
これより、令和6年度第3回 理事会を開会します。
議事に入ります前に、理事会運営規程第4条第2項の規定により、本日の議事録署名人を指名します。
議事録署名人は、南風原町の赤嶺 正之 町長と
医師国保組合の田名 毅 理事長にお願いいたします。
本日の議案は、専決報告事項21件、議決事項20件です。
それでは、議事を進めてまいります。
はじめに、専決報告第2号から第22号までを一括議題とします。
事務局から説明してください。

稲嶺
事務局次長

事務局次長の「稲嶺 安洋」です。
これからの説明では、本会の名称であります「沖縄県国民健康保険団体連合会」は省略し、数字につきましては、千の単位で説明します。
それでは、議案書1頁をお開きください。
専決報告第2号の改正は、「令和6年10月18日付けの沖縄県人事委員会の勧告を踏まえ、職員の給与並びに期末手当及び勤勉手当を引き上げるための改正」です。

稲嶺
事務局次長

次に、11頁をお開きください。
この専決報告第3号から92頁の第22号までの計20件の専決報告は、「法人税法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴う改正」に伴う改正及び補正予算です。
これらの説明は、資料1「理事会説明資料」により、ご説明します。
お手元にご準備をお願いします。
それでは、説明資料の1頁をお開きください。

まず、今回の法人税法施行令等の改正内容についてご説明いたします。

一番うえの下線にありますとおり、令和6年度の法人税法施行令等の改正により、連合会の行う「請負業」の取扱いが変更となりました。改正の主な内容は次のとおりです。

はじめに、「1. 法人税法施行令等の一部を改正する政令等の一覧」です。それぞれの改正や通知の内容を示しております。

まず、法人税法施行令等の一部を改正する政令については、1-1 のとおり、令和6年3月30日に公布されましたが、

実際の手続きに必要な厚生労働省の通知等は、1-2、1-3、1-4 そして、2 頁をお開きください。1-5 が令和 6 年 12 月 13 日に通知されました。

当初、今回の対応においては理事会・総会を開催してお諮りする予定としていましたが、最終的な通知等が、申請期限の 12 月 27 日の 2 週間前に発出されたため、理事会及び総会を開催する暇がなく、理事長専決で決裁したうえで 12 月 26 日に申請を行いました。

「2」は、今回の税制改正における主な変更点となりますが、

- 1 収益事業から除外されるには、厚生労働省に対して 5 年に 1 度申請手続きを行い、証明書の発行を受ける。
- 2 積立資産の積立を行う場合には、積立必要額を明確化し、積立計画書を厚生労働省に提出する。
- 3 全連合会共通の積立上限額は撤廃され、今後は連合会ごとに積立上限額を設定して積立を行う。また、積立資産の洗い替え方式による会計処理は不要。
- 4 毎年度、厚生労働省に対して、予算・決算の状況と積立計画(実績)の状況を報告し、適正に処理されていることの確認を受ける。

3 頁をご覧ください。

- 5 厚生労働大臣の証明を受けた事業（以下、「証明事業」という。）において剰余が生じた場合には、同剰余額を翌年度の手数料等委託料から減額(相殺)する。
- 6 要件を満たさずに収益事業と整理された請負業については、次の①か②のどちらかの対応を行う。
こととされており、本会は①の法人税の申告・納付の対応を行います。
- 7 各事業の内容に基づき、収益事業と証明事業の明確な切り分けを行う。

といった点が主な改正内容となります。

「3」は、収益事業と非収益事業の取扱いに係る変更点で、

「4」は、剰余の扱いについてとなりますが、これまでの説明と同様な内容になりますので、説明は省略いたします。

4 頁をお開きください。

この図は、今回の改正等に伴う本会各会計の変更点を表した図です。

一般会計においては、証明事業や収益事業は経理しないこと。非収益事業特別会計は、厚生労働省の証明を受けたうえで、証明事業特別会計となること等により、

点線のとおり一般会計や特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計の一部事業を証明事業または収益事業へ移動した点や、黒線のとおり、連合会独自会計の「母子保健健康診査費審査支払特別会計」は、証明事業特別会計として区分するなどの変更を行いました。

5 頁をご覧ください。

ここからは、6. 専決報告事項の内容となります。

まず、専決報告第3号から第14号までは、法人税法施行令等の改正に伴う本会規程等の改正等及び財産の処分で、表1に、それぞれの規則・規程の主な改正等の理由を記載しております。

まず、第3号は、財政積立金規程の改正で、

一般会計のみの積立金とするため、証明事業特会からの積み立てを不可とする等の改正、

第4号は、国保会館減価償却積立金規程の改正で、

国保会館の減価償却費のみの積立とするため、積立目的から「大規模な修理」を削除する改正、

第5号は、施設及び電算機器等整備積立金規程の改正で、

一般会計で管理する固定資産の減価償却費及び大規模修繕に備えるための積立金とするため、規程名の変更及び積立目的等を変更する改正、

第6号は、財政調整基金積立資産管理運用規程の改正で、積立額の上限額は、不測の事態に備えるためとして収入の2ヶ月分相当額(16.7%)とする等の改正、

第7号は、減価償却引当資産管理運用規程の改正で、

証明事業特別会計の積立資産を他会計と明確に区別するため、対象とする証明事業特別会計を明記する等の改正、

稲嶺
事務局次長

第 8 号は、電算処理システム導入作業経費積立資産管理運用規程の改正で、

第 7 号と同様に、対象とする証明事業特別会計を明記する等の改正、

第 9 号は、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の改正で、

積立資産の上限額を設定する等の改正、

第 10 号は、収益事業特別会計経理規則の改正で、

収益事業を管理する特別会計とするため、規則名の変更及び政令等に準じて条文を追加、

第 11 号は、電子計算機減価償却積立金規程及び母子保健関係電子計算機等減価償却積立金規程の廃止、

第 12 号は、収益事業特別会計で積立資産を管理するため規則を新設。

第 13 号は、財産の処分で、

法人税法施行令等改正に伴い、各積立資産の取崩額を変更するための処分、

第 14 号は、新会館建築準備資金積立金の積立額についてで、

法人税法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴う改正に伴い、新会館建築準備資金積立金規則第 4 条に基づき、新会館建築準備資金の本年度の積立額及び各会計配分額を決めるための専決です。

6 頁をお開きください。

表 2 は、専決報告第 15 号から第 22 号までの、各会計の補正予算における主な補正内容の一覧表で、法人税法施行令等改正に伴う本会規程の改正等に基づき、一般会計、証明事業特別会計及び収益事業特別会計で経理する予算の整理及び令和 6 年度の積立資産を積立てるための補正を行いました。

それぞれの補正内容については、表 2) に記載しております。

7 頁をご覧ください。

表 3 は、専決報告第 6 号の財政調整基金積立資産の上限額で、積立試算の上限額は、不測の事態にあっても、当面の間、事業の継続が可能となると見込まれる額として、それぞれの会計の手数料等の 2 か月分相当の 16.7%としました。

稲嶺
事務局次長

8 頁をお開きください。

表 4 は、専決報告第 9 号の ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の会計別上限額で、これは A、国保中央会から示される標準システムの開発費及び保守運用費の合計額、B、物価高騰等に備え物価高騰を考慮した額、C、新規に開発するシステム又は調達する機器の額の合計額としました。

9 頁をご覧ください。

表 5 は、専決報告第 7 号の減価償却引当資産の上限額ですが、これは本会が保有する電算機器の購入、開発等の減価償却費の累積額が上限額となります。

また、今回の対応及び補正に関連する、令和 6 年度の収支予算書及び収支補正予算書を、資料 2、資料 3 として配布しておりますので、後ほどご覧ください。

稲嶺
事務局次長

以上のとおり専決報告第 2 号から第 22 号までは、業務執行上緊急を要しましたので、国民健康保険法第 86 条を準用する同法第 25 条第 2 項及び本会規約第 32 条第 2 項の規定に基づき、専決処分としました。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。
質問がありましたらよろしく申し上げます。

< 進行の声あり >

議 長

それではお諮りします。
専決報告第 2 号から第 22 号まで、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、ただいまの 21 件は承認されました。

ただいま、ご承認いただいたうち、専決報告第 2 号を除く 20 件は総会報告事項となりますので、総会へ提出します。

次は、議決事項の審議に入ります。
議案第 21 号から第 26 号までを一括議題とします。
事務局から説明してください。

< 事務局の説明 >

古堅
事務局次長

事務局次長の「古堅 一也」です。
それでは議案書に戻ります。
議案書97頁をお開きください。

議案第 2 1 号の改正は、物価高騰や賃金引上げの状況など社会情勢に
配慮するとともに、引き続き審査委員を確保するための改正です。

99頁をお開きください。

議案第 2 2 号の改正は、法人税法施行令等改正に伴い、医療費助成事
業を証明事業として経理するための改正です。

101頁をお開きください。

議案第 2 3 号の改正は、業務勘定の歳入区分の整理及び介護保険法第
176 条第 2 項第 1 号の規定による第三者行為求償事務を経理するための
改正です。

103頁をお開きください。

議案第 2 4 号の改正は、業務勘定の歳入区分の整理及び国庫支出金を
経理するための改正です。

105頁をお開きください。

議案第 2 5 号の改正は、本会が介護給付適正化にかかる点検業務を保
険者から受託するための改正です。

109頁をお開きください。

議案第 2 6 号の改正は、郵便料金の改定に伴う手数料の改正です。

以上、よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしくお願いします。

< 進行の声あり >

議長

お諮りします。
議案第21号から第26号まで、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議長

ご異議なしと認めます。
よって、ただいまの6件は承認されました。ご承認いただいたうち、議案第21号を除く5件は総会議決事項となりますので、総会へ提案します。

次は、議案第27号を議題とします。
事務局から説明してください。

< 事務局の説明 >

大城
事務局長

事務局長の「大城 博之」です。
それでは、112 頁をお開きください。

議案第 27 号の「令和 7 年度事業計画」ですが、112 頁の「I 事業基本方針」の下線部分を読み上げて説明と致します。

国民健康保険制度は、医療費の増加等により一層厳しさを増しています。

国は、保健・医療・介護の情報を共有する「全国医療情報プラットフォーム※1」の構築や電子カルテ共有サービス※2 や予防接種事業のデジタル化を実現するとしています。

沖縄県をはじめとする県内保険者は、国保事業の安定的な運営・負担の公平化・医療費適正化等を目指し、さまざまな施策を実施しています。

令和 7 年度の本会の事業運営は、保険者が運営方針に定める施策の実施に関し必要な協力を行うとともに、保険者ニーズの把握に努め、効率的・効果的に事業を実施します。

まず各種システム間の連携及び関係機関との連携を強化します。
また、保険給付の適正な実施や保険者努力支援制度の評価指標達成等を引き続き支援します。

加えて、IT化の推進による保険者の医療費分析の支援、壮年期の生活習慣病予防及び高齢者のフレイル予防等の支援を実施します。

さらに、本会が予防接種費用の市町村への請求、医療機関への支払い業務を担うことから、業務開始に向けた準備を進めてまいります。

各事業につきましては、主なものを 114 頁の「Ⅱの事業計画」で、各担当課長からご説明します。

奥原
総務課長

総務課の「奥原 葉子」です。
それでは、114 頁をお開きください。

1 番の「本会運営に関する事業」では、(1) の総会、(2) 理事会、(3) 監事会及び(4) の国保事業推進幹事会を定期的を開催します。

また、(5) の独立監査人による監査は、決算監査と期中監査を(6) の部内監査は毎月実施します。

(7) は、本会が設立 50 周年を迎えることから、これを記念した行事として設立 50 周年記念式典を開催します。

続いて 2 番は、「国保制度改善強化推進事業」ですが、国保制度の安定化を図るため、全国の国保関係者と連携し、引き続き要請活動を行っていきます。

喜友名
保険者支援
課長

保険者支援課の「喜友名 均」です。

3 番の「育成指導・事業振興に関する事業」では、国保を取り巻く情勢や実務的な情報を提供する目的で(1) の各種研修会の開催、115 頁の(2) の各地区国保協議会、都市国保研究協議会への参加及び支援を行います。

4 番の「保険者支援・共同事業」では、保険者の医療費適正化事業、広域的な事業及び小規模保険者等を支援する事業として、(1) から(3) の事業を実施します。

116頁をお開きください。

5番の「保健事業に関する事業」では、市町村の保健事業活動を支援するため、(1)から(5)の事業を実施します。

(6)の特定健診等データ管理システムのクラウドリフト準備では、令和8年4月の本稼働に向け、準備を進めてまいります。

川満
審査課長

審査課の「川満 達也」です。

6の「診療報酬審査事業」では、療養担当規則、診療報酬点数表等に基づき、効率的で公平・公正な審査を行うため、

(1)「国保、後期及び公費負担医療に関する診療報酬審査業務の実施」について、引き続き診療報酬審査委員会と連携し適正な審査に努めてまいります。

(2)審査事務共助の充実・強化については、画面審査・審査事務共助システムを駆使して、事務共助の充実・強化を図ります。

また、(3)再審査結果のフィードバックについては、再審査申立の内容を精査し、保険者のレセプト点検担当者を対象にした研修会を開催します。

岸本
業務管理課長

業務管理課の「岸本 奈々枝」です。

117頁をご覧ください。

7番の「診療報酬支払等事業」では、国民皆保険制度の適正な運営を担保し被保険者に適切な保険給付を行うため、診療報酬支払業務をはじめとする(1)から(9)までの業務を実施します。

(10)の「後期高齢者医療請求支払システムのクラウドリフト【新規】」では、令和8年1月以降に現在のオンプレミスからクラウドリフトされることから、安定運用に向け、準備を進めてまいります。

植木
企画電算課長

企画電算課の「植木 覚」です。

次に、8番の「保険者事務電算共同処理事業・後期高齢者医療事務電算処理事業」では、保険者が行う事務の効率化を図るため、引き続き

(1)から(6)までの電算処理業務を実施します。

また新たに、(7)「レセプトデータを活用した医療費分析用資料の提供」を開始して、保険者の医療適正化対策を支援します。

続いて(8)の「予防接種費用決済事務のデジタル化に向けた準備」では、本会が費用決済業務を担うことが国から示されており、円滑な実施に向け、準備を進めてまいります。

118頁をお開きください。

9番の「国保保険者標準事務処理事業」では、国保保険者事務の広域化及び効率化を支援するため、(1)から(3)の事業を実施します。

翁長
介護福祉
課長

介護福祉課の「翁長 明広」です。

10「介護保険関係事業」では、審査支払業務を適正に実施するとともに介護保険者の事務を支援するため、(1)から(9)までの業務を実施します。

特に(5)「介護給付適正化対策支援の実施」では、介護給付適正化にかかる積極的な支援を行うため、介護給付費明細書の点検業務を追加し実施いたします。

(8)「介護保険広報共同事業の実施」では、テレビ・ラジオ等を活用した広域的な事業を展開します。

(9)「ケアプランデータ連携システム運用の実施」では、事業所の生産性向上と地域の介護人材の定着を目的に開発された当システムの運用業務を実施します。

11「障害者総合支援法関係事業」では、障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払業務を迅速的確に実施するとともに、共同処理業務により市町村業務の軽減を図るため、(1)から(4)までの業務を実施します。

喜友名
保険者支援
課長

119頁をご覧ください。

12番の「母子保健健康診査費審査支払事業」では、母性及び乳幼児の健康保持・増進を目的に市町村が実施する母子保健事業を支援するため、(1)の審査支払業務を実施します。

植木
企画電算課長

次に、13番の医療費助成事業では、こどもの健全な育成、母子家庭等の福祉の向上、重度心身障害者の保健の向上を目的に、(1)から(3)の事業を実施して、市町村の医療費助成事業を支援します。

奥原
総務課長

次に14番の「県との連携事業」では、沖縄県全体の国民健康保険事業の充実強化を目的とした県との連携事業として、(1)、(2)の事業を実施します。

続いて15番の「新会館建築に関すること」では、(1)新会館建築基本構想・基本計画の策定及び(2)民間活力導入可能性調査を実施します。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
質疑がありましたら、よろしくお願いいたします。

< 進行の声あり >

議 長

お諮りいたします。
議案第27号は、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本件は承認されましたので、総会へ提案します。

次は、議案第28号から第37号までを一括議題とします。
事務局から説明してください。

< 事務局説明 >

稲嶺
事務局次長

それでは、120頁をお開きください。
議案第28号 令和7年度財産の処分ですが、

121頁をご覧いただき、

1の財政積立金「1,432万6千円」の処分は、健康啓発事業等の経費に充てるための処分です。

2の施設及び電算機器等設備積立金の処分は、会館修繕及び業務用PC更改の経費に充てるための処分です。

3のICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分及び

122頁をお開きいただき、

4の減価償却積立引当資産の処分は、各事業において国保中央会へのシステム運用費用などの支払及びシステム機器更改等の経費に充てるための処分です。

123頁をご覧ください。

議案第29号は、「新会館建築準備資金積立金規則第4条に基づき、新会館建築準備資金の積立額及び各会計配分額を決めるため」のもので

す。124頁にありますとおり、令和7年度は「9,500万円」を積立てます。なお、この新会館建築準備資金積立金の上限額は6億7,000万円と定めておりますので、今回の積立により、約56.1%の積立率となります。

大城
事務局長

次に、議案第30号「一般会計歳入歳出予算について」から議案第37号「収益事業特別会計」についてです。

これからの説明は、資料1「理事会説明資料」に戻りまして、説明資料により、ご説明します。

説明資料の10頁をお開きください。

会計別予算説明の前に「令和7年度 予算の総括」について、ご説明します。

この表は、一般会計ほか七つの特別会計の予算額の一覧表です。

一番下の全体額をご覧ください。ご覧になっていただきますと、令和7年度予算総額は「約5,343億円」で令和6年度より「約207億円」の増となっています。

11頁をご覧ください。

1は、「支払勘定の状況」を再掲したのですが、国保、後期高齢者医療の診療報酬、介護給付費、障害介護給付費、医療費助成事業現物給付費の増などにより支払勘定は「約5,290億円」となっています。

2の「事業費の中で支払勘定の要素の予算の状況」では、

1の一般会計において経理していた医療費助成事業の現物給付費が支払勘定へ移動したこと等により

「約81億円」減の「約26億円」となります。

次に、3の「実質の事務・管理費の状況」では、特別会計で実施していた積立資産の洗い替え処理が不要になったことなどにより、約5億円減の「約26億円」となります。

奥原
総務課長

以上が令和7年度予算の概要です。

次に、各会計予算については、担当課よりご説明いたします。

それでは、12頁をお開きください。

議案第30号から第37号までの新年度予算については、増減の主なものをご説明します。

まず、議案第30号の歳入

3款 県支出金は、国保ヘルスアップ支援事業等を証明事業特別会計へ移動したこと等に伴う減額、

廃款 手数料及び医療費助成事業受入金は、医療費助成事業を証明事業特別会計へ移動したことに伴う減額です。

次に、13頁をご覧ください。

歳出

2款 総務費は、令和6年度に実施した空調機等取替工事がなくなったことによる減額、

3款 事業費は、歳入3款と同様の理由による減額、

4款 積立金は、新会館建築準備資金を当初予算で積立てることによる増額、

廃款 医療費助成支出金は、歳入廃款と同様の理由による減額です。

以上のとおり予算総額は、

「5億1,477万5千円」で、前年度より

「91億9,939万8千円」の減額となっています。

川満
審査課長

14頁をお開きください。

議案第31号「業務勘定」の歳入では、

1款 手数料は、一般会計で経理していた医療費助成事業を移動してきたことによる増額、

2款 分担金及び負担金は、沖縄県国保共同クラウドに参加する市町村から、ガバメントクラウド移行経費を受け入れることによる増額、

4款 県支出金は、一般会計で経理していた国保ヘルスアップ支援事

業を移動してきたことによる増額、
8 款 繰入金は、積立金の洗い替え方式が不要になったことによる減額です。

次に 15 頁をご覧ください。

歳出

5 款 事業費は、機器更改経費及び6項のガバメントクラウド移行経費の計上並びに7項から9項までを、一般会計から移動してきたことによる増額、

6 款 積立金は、歳入8款と同様の理由による減額です。

以上のとおり予算総額は、

「14億3,248万3千円」で、前年度より

「8,687万4千円」の増額となっています。

岸本
業務管理
課長

16頁をお開きください。

「国保診療報酬支払勘定」は、歳入歳出ともに、
「1,278億2,750万2千円」で、前年度に対し0.69%の増となります。

次に「公費負担医療に関する支払勘定」は、歳入歳出ともに、
「120億7,065万2千円」で前年度に対する増額は、一般会計で経理していた医療費助成事業を移動してきたことによるものです。

次に「出産育児一時金等に関する支払勘定」は、歳入歳出ともに、
「8億646万4千円」で、前年度に対し24.79%の減となります。

川満
審査課長

17頁をご覧ください。

議案第32号、「業務勘定」の歳入では、

1 款 手数料は、レセプト等の取扱件数の増による増額、

5 款 繰入金は、積立金の洗い替え方式が不要になったことによる減額です。

歳出では、

4 款 事業費は、機器更改経費等の計上による増額、

5 款 積立金は、歳入5款と同様の理由による減額、

6 款 諸支出金は、国保中央会負担金の減による減額です。

岸本
業務管理
課長

以上のとおり予算総額は、
「7億5,404万8千円」で、前年度より
「2,434万4千円」の減額となります。

続いて、18頁をお開きください。

「後期高齢者医療診療報酬支払勘定」は、歳入歳出ともに、
「1,693億1,578万1千円」で、前年度に対し4.76%の増となります。

次に、「公費負担医療に関する支払勘定」は、歳入歳出ともに、
「7億862万8千円」で、前年度に対する減額は、新型コロナウイルス感染症公費
の減額によるものです。

喜友名
保険者支援
課長

19頁をご覧ください。

議案第33号の「業務勘定」の歳入ですが、
6款 繰入金は、積立金の洗い替え方式が不要になったことによる減
額、

続いて歳出

2款 積立金は、歳入6款と同様の理由による減額です。

以上のとおり予算総額は、
「1億5千861万8千円」で、前年度より
「9百86万4千円」の減額となっております。

次に「支払勘定」は、歳入歳出ともに、「14億1,378万8千円」で、
前年度に対し10.51%の増となります。

翁長
介護福祉
課長

続いて20頁をお開きください。

議案第34号の「業務勘定」の歳入ですが、
5款 主治医意見書料受入金は、委託件数の増による増額、
8款 第三者行為損害賠償求償金受入金は、国保業務勘定で経理して
いた介護求償事業を移動してきたことによる増額。
9款 繰入金は、積立金の洗い替え方式が不要になったことによる減
額です。

次に、歳出

5 款 主治医意見書料支出金は、歳入 5 款と同様の理由による増額

7 款 積立金は、歳入 9 款と同様の理由による減額

9 款 第三者行為損害賠償求償金支出金は、歳入 8 款と同様の理由による増額です。

以上のおり予算総額は、

「4億6,215万8千円」で、前年度より

「1,859万3千円」の減額となっています。

続いて21頁をご覧ください。

「介護給付費支払勘定」は、歳入歳出ともに、

「1,277億1,810万6千円」で、前年度に対し「3.09%」の増となります。

次に「公費負担医療に関する報酬等支払勘定」は、歳入歳出ともに「26億1,454万6千円」で、前年度に対し「0.07%」の増となります。

22頁をお開きください。

議案第35号の「業務勘定」の歳入ですが、

1 款 手数料は、取扱件数の増による増額、

4 款 繰入金は、積立金の洗い替え方式が不要になったことによる減額です。

次に、歳出

3 款 積立金は、歳入 4 款と同様の理由による減額です。

4 款 諸支出金は、消費税納付金及び一般会計繰出金の増による増額です。

以上のおり予算総額は、

「1億3,830万4千円」で、前年度より

「2,723万8千円」の減額となっています。

続いて「障害介護給付費支払勘定」は、歳入歳出ともに、

「865億4,676万3千円」で、前年度に対し「12.53%」の増となります。

喜友名
保険者支援
課長

23頁の議案第36号をご覧ください。

歳入

1 款 健康診査費受入金は、沖縄県と産婦人科学会との協議により、十数年ぶりに妊婦検診等の単価が改定となったため、前年度予算に対し39.52%の増となっております。

続いて歳出

1 款 健康診査費支出金は、歳入1款と同様の理由による増額です。

以上のおり予算総額は、

「18億4,582万7千円」で、前年度より

「5億1,665万5千円」の増額となっております。

奥原
総務課長

次に、議案第37号をご覧ください。

歳入

2 款 委託料は、医療連携NW運用経費を収益事業特別会計で経理することに伴う増額です。

歳出

1 款 事業費は、歳入1款と同様の理由及び駐車場費を集約したことに伴う増額です。

以上のおり予算総額は、

「867万円」で、前年度より

「34万5千円」の増額となっています。

以上が、令和7年度の歳入歳出予算でございます。

よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

金武町
仲間町長

17頁の業務勘定の手数料の項の事務費が海外療養費不正請求対策事務費で1,137千円増額となっておりますが、インバウンドの方が、海外から旅行に来て病気になって医療費を払わないでそのまま国に帰ってしまうという大きな問題が起きています。この事務費に関連して、国保にも加入していない人が、旅行等で来て医療を受けて医

療費を払わないで帰った場合の医療費を国保が負担していると聞いたことがあります、どのような状況でしょうか。

岸本
業務管理
課長

本会で予算措置しています海外療養費不正請求対策事業の事務費に関しましては、国保の被保険者が海外に行って医療を受けた場合のものでして、その医療費が確かに医療を受けたものか、架空の医療費を請求していないかを調査するための費用になります。

高良
常務理事

町長からご質問のありましたインバウンドの方の医療費については、国保で払うことはあまりないと思います。国保で払うためには国保として連合会に請求して審査をして支払をしますが、インバウンドの方が医療を受けても連合会に請求は発生しませんので、国保への支払いは発生しません。日本で就労している方に関しては国保の認定を受けていれば、発生することはないと思います。この方々については、国保税を支払っていますので、当然国保として請求されますが、窓口で支払いが出来なければ、市町村で対応するということはあると思います。

金武町
仲間町長

少し勘違いをしていましたが、以前に、海外の方が、国内で診療を受けて医療費を支払わずに帰るということが結構大きな金額をなっていると説明を受けた経緯があって、この件に関連するのかなと思い質問しました。診療を受けると病院でも補填をしなければいけないということもあって、これを国が補填するのか、保険が補填するのかという事が気になって質問しました。

医師国保組合
田名理事長

沖縄県医師会でも、外国人医療対策問題検討会というのを開催しています、今このような未払いも含めて大きな問題がないかという事を各地区の先生方から情報を集めるというシステムを作っております。最近におきましては、医療機関からそのような相談があるということは幸い無いと医師会では理解しておりますので、情報を提供します。

議 長

他にございませんか。
それでは、お諮りいたします。
議案第 28 号から第 37 号まで、承認することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの 10 件は承認されましたので、総会へ提案します。

次は議案第38号「理事会が推薦する「学識経験者」について」を議題とします。

事務局から説明してください。

< 事務局の説明 >

それでは、議案書に戻ります。

230 頁をお開きください。議案第 38 号は、

現在の理事は、令和 7 年 3 月をもって任期満了となりますので、本会役員選任規則第 2 条及び第 3 条に基づき、理事会が推薦する「学識経験者」についてご審議いただくものとなります。

それでは、推薦された方の資料を配布します。

< 資料配布 >

「学識経験者（常務理事）の推薦基準」に関する理事会申し合わせ事項に基づき、理事の皆さまへ推薦依頼を行ったところ、配布資料「推薦理由一覧」のとおり、2 名の推薦がありました。被推薦者の職歴についてもお配りしている職歴書のとおりです。

また、本日書面出席の理事からは、申し合わせ事項に基づき、この場の協議等により決定することについて、書面にて「賛成」の回答がありましたことをご報告いたします。

事務局からの説明は、以上でございます。

よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

審議の公正を期すため、高良昌英君の退室を求めます。

<高良常務理事 退室>

議 長

それでは、ご意見がありましたらよろしく申し上げます。

金武町
仲間町長

二人の名前が挙がっていますが、このうち一人を推薦するということ
でよろしいですか。

議 長

そうです。

医師国保組合
田名理事長

お二人の名前を拝見しましたが、高良昌英様に関しては、これまで長
く国保連合会の業務に携わり、これまでの歴史にも精通していることから私共医師会としましても、高良氏を学識経験者としての理事として推
薦します。

金武町
仲間町長

異議ありません。高良昌英さんで。

< 異議なしの声 >

議 長

では、お諮りします。

議案第 38 号について、高良 昌英君を、理事会推薦の学識経験
者理事として、総会に推薦することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。

よって、理事会が推薦する学識経験者理事は、高良 昌英君に決
定します。

それでは、事務局は高良昌英 君を入室させてください。

<入室>

議 長

ただいま、議案 38 号の議案を審議したところ、次の学識経験者

理事に高良 昌英君を推薦することに決定しました。
よろしくお願ひします。

議 長

次に、231 頁の議案第 39 号「役員を選任について」を議題とします。

本件は人事案件で推薦団体の推薦に基づくものでありますので、質疑を省略して「推薦団体から推薦のあった者及び、議案第 38 号で決定した学識経験者理事を総会に提案する」こととして、そのまま承認してよろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号は承認されましたので、各団体及び理事会から推薦のあった者の氏名を入れて、総会へ提案します。

議 長

次に、議案第 40 号「令和 6 年度第 2 回通常総会の招集について」を議題とします。

事務局から説明してください。

< 事務局の説明 >

奥原
総務課長

234 頁をお開きください。議案第 40 号「令和 6 年度第 2 回 通常総会の招集について」ですが、2 月 1 8 日火曜日に沖縄県市町村自治会館において開催を予定しています。

なお、提案する案件は、専決報告事項 20 件、議決事項 17 件となっています。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

本件は、総会の開催日程でありますので、質疑を省略して、案のとおり承認してよろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

議長

ご異議なしと認めます。
よって、本案は承認されました。
なお、総会への出席もよろしくお願ひします。
理事会の議案審議は終了しました。
事務局から、報告事項等ありますか。

稲嶺
事務局次長

お配りしております資料4の新会館建築の進捗状況報告をさせていただきます。それでは、読み上げます。

本会会館の狭隘化、老朽化及び事業拡大に対応していくため、令和3年7月の理事会において、『建築基本構想・基本計画』の策定着手について承認を受け、建築場所については、令和5年2月の理事会において現有地、隣の駐車場としているところとすることで決定しました。

現時点の進捗状況は、「基本構想（素案）」の策定がほぼ完了し、「基本計画」の策定に着手したところでございます。
なお、策定にあたっては、保険者の課長等で構成するワーキンググループを開催し、ご意見をいただき修正等を行っています。

現時点における主な課題は、次の3点でございます。今後、基本計画の策定をすすめる中で精査する予定としております。
課題についてご説明します。

まず、1) 施設規模についてです。

ここで、資料4別添1 「基本構想（素案）」の12頁をご覧ください。

施設規模の検討をしたところのとなっております。上に表がございまして、現在の国保会館は職員一人当たりの面積が14.1㎡となっております。②、③、4はそれぞれ他県国保会館、県内市町村庁舎、総務省基準となっております。いずれも今の連合会よりは広い面積となっております。

今後、業務量の増加等も予定されておりました、そういったことを考慮して、下にありますとおり、新会館の想定面積は約 3,700 m²、新会館の職員一人当たりの想定面積は約 23.9 m²として算出しております。これは現時点での目安で今後精査していく予定でございます。

この課題は、基本構想（素案）では、施設規模の目安を 3,700m²と（現 2,186 m²）しています。この施設規模は、現会館が手狭であること、また、近年、国からの依頼による業務の増加により、短期・中期的には本会事務量の増加を見込んでいるためでございますが、長期的には国保被保険者数の減少が見込まれるため、施設規模をどの程度とするか精査が必要ではないかという意見がございます。

こちらについては、今後、基本構想を作成するうえで精査していきます。

続いて、2) 概算事業費についてです。

施設規模及び関連団体の必要面積から算出した概算事業費は約 40 億円となっております。当初は、建築費のみの想定で 13.4 億としておりましたが、物価高騰及び諸経費を含めたことにより 3 倍の金額となっております。この事業費は、積立資産、借入、民間活用等による収入により賄う予定ですが、より詳細な計画は、基本計画で実施する予定としております。

3) 民間活用についてです。

PPP/PFI 等の民間活用については、令和 7 年度に実際にどの程度需要があるか調査をする予定としております。どのような事業手法又はどの程度民間需要があるか等により、施設規模及び概算事業費の見直しの可能性がございます。

2) で申し上げたとおり、当初想定より事業費の負担が増えております。こういった費用負担を和らげるためにも、民間活用を進めておりますが、実際の調査はこれからとなります。どの程度需要があつて、業者が興味持たれるかを調査して、収支等を考得ながら検討していきます。

今後の予定について、基本計画の策定に向け、事務局としては、令和 7 年度に理事で構成する基本構想・計画検討委員会を 5 月下旬と 7 月上旬に開催する予定としております。

なお、基本構想・基本計画は、令和 7 年 7 月に開催予定の理事会・総会においての承認を受けることを考えております。

現時点での想定スケジュールは下に記載しておりますので、後ほどお読み取りください。報告については以上となります。

議 長

只今、報告がありました。
確認したい事がありましたら、よろしく申し上げます。

< 進行の声あり >

特に無いようですので、これで、理事会の全日程を終了します。

進行にご協力いただき有難うございました。

司 会

石嶺理事長、ありがとうございました。
以上をもちまして「令和6年度第3回理事会」を終了いたします。
本日は、ありがとうございました。

沖縄県国民健康保険団体連合会規約第34条の規定により、ここに署名する。

南風原町長

赤嶺正之

医師国保組合理事長

田名毅
